（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）

第百八十二条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第二十八条第二項中「第三十条第二項第五号」を「第三十条第二項第六号」に、「第四十八条第一項ただし書」を「第四十八条ただし書」に改める。

附則第四条第四項中「第十九条第三項から第七項まで」を「第十九条第二項から第六項まで」に改め、同条第七項第三号中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第百八十三条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第百二十七号中「独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人建築研究所」に改める。

第六条第二項の表独立行政法人評価委員会の項を削る。

（独立行政法人土木研究所法の一部改正）

第百八十四条　独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人土木研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第九条第二項中「独立行政法人土木研究所法」を「国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）」に改める。

第十四条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第十七条を次のように改める。

第十七条　削除

第十八条中「独立行政法人土木研究所」を「国立研究開発法人土木研究所」に改める。

（独立行政法人建築研究所法の一部改正）

第百八十五条　独立行政法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人建築研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人建築研究所」を「国立研究開発法人建築研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条を次のように改める。

（理事の任期）

第八条　理事の任期は、二年とする。

第九条第二項中「独立行政法人建築研究所法」を「国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）」に改める。

第十三条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十五条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（独立行政法人交通安全環境研究所法の一部改正）

第百八十六条　独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十六条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十八条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（独立行政法人海上技術安全研究所法の一部改正）

第百八十七条　独立行政法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人海上技術安全研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人海上技術安全研究所」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十三条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

（独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改正）

第百八十八条　独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人港湾空港技術研究所法

第一条から第三条までの規定中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（国立研究開発法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第三項に規定する国立研究開発法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十二条第一項中「第二十九条第二項第一号」を「第三十五条の四第二項第一号」に、「中期目標の期間」を「中長期目標の期間」に、「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに」を削る。

第十四条中「、主務省」及び「、国土交通省」を削る。

第十五条中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に改める。